3　電子データ交換に関する原則（第一部第三章関係）
　相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、電子データ交換の安全性の確保等について規定している。
4　郵便送金指図の処理（第二部第一章関係）
　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件についてはこの約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資金の引渡し、限度額及び払戻しについて規定している。
5　調査請求及び責任（第二部第二章関係）
　調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。
6　財務関係（第二部第三章関係）
　会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。
7　経過規定及び最終規定（第三部）
　留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

◇**南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約**（条約第一七号）（外務省）

　この条約は、南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるものであり、その概要は次のとおりである。
1　この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）
2　締約国は、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること等を行う。（第三条関係）
3　機関は、委員会、遵守委員会、科学委員会その他の委員会の補助機関及び事務局から成る。（第五条関係）
4　委員会は、保存管理措置を作成し、及び採択すること、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること等の任務を遂行する。（第六条関係）
5　委員会は、漁業資源の保護及び海洋環境の保全のため、予防的な取組方法を適用する。（第七条関係）
6　遵守委員会の任務は、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとする。（第九条関係）
7　科学委員会の任務は、保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとする。（第一〇条関係）
8　各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。（第一二条関係）
9　各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての年次報告を委員会に送付する。（第一三条関係）
10　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びにこれらの措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。（第一四条関係）
11　各締約国は、漁船が自国の港等に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。また、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたと認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従って採択する。（第一五条関係）
12　締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船等に関する旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度を委員会を通じて確立する。（第一六条関係）
13　実質事項に関する委員会の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行い、実質事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。（第一七条関係）
14　締約国は、条約水域及びいずれかの締約国の管轄の下にある水域に存在する漁業資源について、一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。（第一九条関係）
15　締約国は、この条約の非締約国の船舶が条約水域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対し、この条約の締約国になることにより、又は委員会の採択する保存管理措置の適用に同意することにより、機関に十分協力するよう直接に又は委員会を通じて要請する。当該非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。（第二二条関係）
16　委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、当該措置に別段の定めがある場合を除くほか、事務局長がすべての締約国に対し当該措置を通報した後六〇日で、すべての締約国について拘束力を生ずる。ただし、いずれかの締約国が、当該通報の後六〇日以内に措置を受諾することができない旨を委員会に通告した場合には、当該締約国は、その通告により表明した範囲において当該措置に拘束されない。（第二三条関係）
17　監視、検査、遵守及び取締りの制度が委員会を通じて確立されるまでの間適用される暫定的措置の内容について定める。（附属書関係）